八幡東区いきいき２１推進協議会

**健康づくり事業に係る助成について**

**１ 助成の目的**

 生活習慣病予防、認知症・フレイル予防などについて地域の健康づくりの取り組みを支援することにより、地域住民の健康の保持・増進、介護予防につなげていくことを目的とします。

**２ 助成対象事業**

　 生活習慣病予防、認知症・フレイル予防、健康づくりに関する取り組み

　　実施例：運動・栄養・口腔機能向上教室、認知症や健康づくりに関する講演会・講座、啓発活動、支援者向け学習会など

**３ 助成対象団体**

八幡東区いきいき２１推進協議会の構成団体及び利益を求めないという目的を達成しうる八幡東区にある地域団体

**４ 助成額**

1団体あたり２万円まで

**５ 申請期間**

令和５年８月1日(火)から令和5年８月31日(木)まで（必着）

**６ 実施期間**

助成金の振込以降から令和6年2月29日(木)まで

**７ 助成対象経費**

講師謝礼、文具等の消耗品、材料費、印刷費、郵便代、保険料、施設利用料、機材貸借料、参加記念品代等を対象とします。

　　＊食糧費は対象外となります。(例：講師の弁当代など)

**＊２０団体程度の助成を予定していますが、申請多数の場合は調整させてい**

**ただくことがありますので、ご了承ください。**

**８ 申請について**

　(1)**交付に必要な書類**

　　①健康づくり事業に係る助成金交付申請書(様式1)

②口座振込払依頼書(様式２)

③委任状：代表者と口座名義人が異なる場合(様式３)

**９ 実績報告**

　(1)**実績報告に必要な書類**

　　①健康づくり事業に係る助成についての事業報告書及び収支決算書

(様式６)

②領収書原本

　＊添付する領収書について、宛名が申請団体名でないもの、品名が記載されていないものは助成対象となりません。また、入金日以降の支払いが対象となります。

③事業実施の写真等

　(2)**提出期限**

　　事業実施の翌日から２０日以内に提出。

　　**事業報告書及び収支決算書、その他の資料に基づいて助成額を確定しま**

**す。実際に支払った額が交付額を下回った場合には、差額を戻入し精算**

**してください。**

【提出先・問い合わせ先】

八幡東区いきいき２１推進協議会　健康づくり専門部会

　事務局：八幡東区役所保健福祉課（担当：眞角・本田）

　住所：〒８０５-８５１０　八幡東区中央一丁目１番１号

 電話：６７１－６８８１